

函館市監査公表第14号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年8月19日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

函 子 企

令和7年(2025年)7月29日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和6年度(2024年度)包括外部監査の結果に基づく措置の  
通知について

令和7年(2025年)3月27日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和6年度（2024年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
（特定の事件名 男女共同参画に関する事務の執行について）

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未 来部 子育て支 援課	<p>DV防止出前講座について</p> <p><b>高等学校を対象としたデートDV防止出前講座の実施件数を増やすことを検討されたい</b></p> <p>高等学校においては、授業、部活や受験対策で忙しく、学校側でも時間を取ることが難しいというのが現実であり、デートDV防止出前講座のための時間を確保してもらうためには、本事業の必要性や重要性について、学校側の理解や協力が得られるよう、積極的な働きかけが必要と考えられる。</p> <p>特に高等学校におけるデートDV防止出前講座の実施件数を増やすべく、より積極的な周知・広報や説明を行うことを求めるものである。</p>	49	<p>高等学校におけるデートDV防止出前講座につきましては、市教育委員会や北海道教育庁渡島教育局の協力を得ながら、市内高等学校に対し、本講座の案内文書とパンフレットを併せて配布するなど、周知・広報に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
子ども未 来部 子育て支 援課	<p>函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会代表者会議等の開催について</p> <p><b>NPO法人ウィメンズネット函館と「函館市配偶者暴力相談支援センター」との相談件数の調整を行う等の工夫・検討を求める</b></p> <p>各相談窓口における相談件数等は、圧倒的にNPO法人ウィメンズネット函館の件数が多くなっている。</p> <p>このような、特定の法人、外部機関への依存度・負荷が大きい状態は決して健全な状態とは言えないことから、特定の外部機関への負担が過剰にならないよう、「函館市配偶者暴力相談支援センター」との相談件数の調整を行う等の工夫を検討することを求める。</p> <p>また、DV問題について、同法人が担っている多くの機能について、市が直接実施することについて、具体的な検討を速やかに開始すべきである。</p>	90	<p>DVにより大きな不安感や深刻な問題を抱えた相談者に必要な支援を行うためには、相談窓口での一貫した対応により、相談者との信頼関係を構築することが重要となります。</p> <p>函館市配偶者暴力相談支援センターでは、相談者へのアドバイスやカウンセリングをはじめ、保護命令制度の利用援助など被害者の救済支援を行っており、相談者の安全確保のために一時保護が必要となる場合には、シェルター等を運営するNPO法人ウィメンズネット函館につないでいるところです。</p> <p>また、当該団体では、相談者が暴力から逃れ安心して生活再建することができるよう長期的な支援を行っていることから、同一人物からの相談件数が多くなる傾向にあります。</p> <p>市といたしましては、今後におきましても、当該団体をはじめとした道南地域の関係機関と連携を図りながら、DV問題の解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>